

平成 27 年度第 1 回文京区特別職報酬等審議会の要旨

1 日時

平成 27 年 11 月 5 日（木） 午後 6 時から午後 7 時 20 分まで

2 会場

文京シビックセンター16階 庁議室

3 出席者

【委員】

金子収委員、金輪精梧委員、雨宮由卓委員、岡田伴子委員、二瓶紀子委員、松田清子委員、
宮崎淳委員、吉川豊委員

（玉澤靖孝委員、利根川竜一委員は欠席）

【事務局】

総務部長、総務課長、財政課長、職員課長

4 配付資料

文京区特別職報酬等審議会委員名簿

資料第 1 号	文京区特別職報酬等審議会条例
資料第 2 号	文京区特別職報酬等審議会の運営等について
資料第 3 号	文京区長及び副区長給与条例
資料第 4 号	文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例
資料第 5 号	文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
資料第 6 号	特別職等の職務
資料第 7 号	文京区特別職報酬等月額（増減率）の推移
資料第 8 号	23 区職別年収比較表
資料第 9 号	平成 27 年特別区人事委員会勧告の概要
資料第 10 号	文京区の財政状況

参考資料 特別職の報酬等について 事務局案
答申案について

5 会議の概要

- (1) 委嘱式、区長挨拶
- (2) 会長及び職務代理者の選任
審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、金子委員を会長に選定
審議会条例第 5 条第 4 項の規定により、金子会長が金輪委員を職務代理者として指名
- (3) 審議会の運営等について
資料第 2 号
- (4) 資料説明
資料第 3 号から資料第 8 号まで・・・総務課長説明
資料第 9 号・・・職員課長説明
資料第 10 号・・・財政課長説明

(5) 事務局案の説明

参考資料 特別職の報酬等について・・・総務課長

(6) 主な意見・質疑

会 長 文京区の地場産業である印刷・製本業は、7割程が赤字である。世間の景気と比べて、文京区の印刷・製本業はそこまで盛り上がっていない。会社の数も、最盛期に比べて半数以下となっている現状がある。こういった現状を踏まえて、各委員の方の意見を求める。

委 員 特別区人事委員会勧告は尊重する考えであり、基本的にA案に賛成だが、いくつか気になる点がある。

給料表全体の引上げ率が0.35%だと思うが、特別職に近い一般職と思われる部長級の引上げ率はどの程度か。部長級の引上げ率を参考にすることも考えられるのではないかと思う。

また、資料第7号では、平成元年度から各年の前年比が出ているが、当時は100円単位の四捨五入として端数処理をしていると思う。繰り上がった部分を基礎に計算されているため、年を追うごとに、乖離が進んでしまうと考えていた。一方で、区長の給与が23区内で下位であることを鑑みると、そこまで気にしなくてもよいかと思われる。

最後に、端数処理の方法について、10円単位四捨五入の主旨は理解できるが、特別職の地位に鑑みて、今までどおり100円単位四捨五入で計算してもよいのではないかと思う。

事務局 部長級については、職責の高まりによって引上げを強めており、改定率が0.4～0.8%の増となっている。

端数について23区の状況を説明すると、7区が100円単位の報酬等月額としている。

委 員 資料第8号では、議員の報酬が23区中23位とされているが、どのように計算されているか。

また、B案の中でも触れられているが、過去の一時期、増額又は減額の勧告があったにもかかわらず、据え置きとしたのはなぜか。

事務局 議員の報酬については、報酬月額と期末手当の年額を足し合わせたものを年収として計算している。この金額を23区で比較したものである。

据え置きについては、その年度の審議会で議論され、決定された結果である。

委 員 平成24年度に、特別職の報酬が15%引上げられた理由は何か。

事務局 国家公務員の場合、勤務地の物価水準によって地域手当の率が異なるが、特別区の場合、基本的に勤務地は区内である。過去の審議会において、一律の割合で地域手当を設定する必要がないのではないかと議論がなされ、特別職に対する地域手当を廃止し、その分の金額を給料月額に繰り入れることとした。このため、平成24年度については、大きく引上げられている。

委 員 他の22区も同様か。

事務局 区によって対応の状況は異なるが、従来どおり地域手当を支給している区の方が多い。

委員 資料第 8 号の表には地域手当が含まれているか。

事務局 地域手当分も含めて年収額で計算しているため、同じ条件で比較されている。

委員 景気が良くなっているところ、区内の業種によっては良くないところもあるという今の世の中の状況を踏まえつつ、較差を解消するために、A 案に賛成する。その上で、給与を上げるのであれば、人事制度及び勤務環境の整備を進めていただきたい。

委員 A 案に賛成する。過去の経緯を見ると、引下げの年もあると思うので、その年度ごとに考えればよいと思う。平成 25 年度から 26 年度に対しては歳入が増加しているとのことだが、平成 27 年度はどのような見込みか。

事務局 平成 27 年度については、予算の段階での話になるが、予算規模で 800 億円を超えており、今のところ特別区税は平成 26 年度より増収を見込んでいる。ただし、決算の段階では景気に左右される部分も考えられる。

委員 資料第 8 号では年収の比較がされており、23 区中、区長は 19 位、委員長及び議員は 23 位だが、一律ではなく引上げ率に強弱をつけることはできないか。

事務局 過去、勧告どおり引上げとせず、据え置いた時期があったため、その間勧告どおりに引上げていた区と比較すると、順位が低くなってしまったのではないか。

23 区での順位も検討の要素だが、一般職に対する 0.35%以上の引上げ率とすることについて、区民の理解を得ることができるのかということも含めて検討したうえで、A 案を作成した。

委員 基本的に A 案は妥当であると思う。

委員 A 案の 0.35%の引上げによって、順位の上昇は考えられるか。

事務局 各区の状況にもよるが、過去を踏まえると、各区も同様に勧告を意識しながら審議が行われるため、大きな順位変動はないと思う。

委員 議員定数の削減についてはどうか。

事務局 議員定数については、議会の内部で審議して決定されることとなる。

会長 委員全体の意見としてまとめると、本年は、勧告どおり、0.35%の引上げ案とする。こういう意見が出てきているがみなさんどうか。

委員 据え置き of B 案に賛成する。

会長 全会一致ではないが、全体の意見を踏まえ、審議会としては A 案を採用したいと考えるがいかがか。

全 員 異議なし

(7) 答申案について説明・・・総務課長

会 長 答申文については、今説明のあった案を基本として事務局に案をまとめてもらい、近日中に委員の皆さんに送付の上、ご確認いただきたい。その後、内容を確認の上、区長に答申文をお渡しする流れでいかがか。

全 員 異議なし

(8) 事務局からの事務連絡・・・総務課長

事務局 今回の答申は、区のホームページ及び12月25日号の区報に掲載する予定である。

会 長 事務局の説明の手順で異論がないようなので、以上で、審議会を終了する。熱心な審議に感謝したい。

—終了—